

12月3日(水)~9日(火) 障害者週間

## 全ての人が暮らしやすいまちづくりをめざして

障がいへの理解を深めるとともに、障がいのある人々が日々の生活の中で感じる困りごとや課題を考え、ともに支え合える社会をめざしましょう。

▶申し込み・問い合わせ 福祉課 ☎ 73-3015

### ◆ 障がいを理由とする差別をなくしましょう

#### ① 不当な差別的取り扱いの禁止

- 受け付けなどの対応を拒否する
- 本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかけるなど



#### ② 合理的配慮の提供

- 意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う
- 段差がある場合に、スロープなどを使って補助するなど



### ◆ 障がい者を虐待から守りましょう

虐待かどうか判断が難しい場合でも、「何か困っているようだ」「様子がいつもと違う」などの“気付き”があれば、通報や相談をしてください。

早めの対応が深刻化を防ぎます。

#### <相談窓口>

- 福祉課 ☎ 73-3015  
E-mail: fukushi@city.mitoyo.lg.jp
- 県西瀧保健福祉事務所 ☎ 25-2052

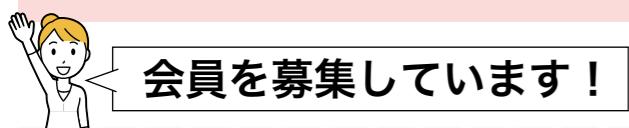
## 『音の出る信号機』の運用が開始されました!!

10月23日、JR高瀬駅からみとよ未来創造館の間の交差点に、視覚障がい者や幼児・高齢者などの歩行者の安全を考慮した『音の出る信号機』の運用が開始されました。

市内で第1号となるこの信号機は、目の不自由な人でも音による案内で進行方向を確認でき、安心して横断できます。多くの人が安全で快適に移動できる環境整備が進んでいます。



▲運用開始にあわせ、多くの歩行者が体験しました



### 市身体障害者協会

福祉大会やスポーツ大会など地域での活動を通じて親睦を図ります。

#### 対象

身体障害者手帳を持っている人



▲10月17日開催の障がい者スポーツ大会

### みとよ視覚障がい者支援センターひかり

スマートフォンの研修会や交流会などを毎月開催しています。

#### 対象

目が見えない・見えにくい人とその家族や支援者

投票は、投票者本人が投票所に行き、投票所事務従事者による本人確認を経て行うことができます。近年、なりすましによる二重投票未遂事案が発生しており、貴重な1票を確実に反映させるため、運転免許証などの本人確認書類の提示をお願いする場合があります。

※入場券が届かなかったり、紛失したりした場合で世帯ごとに投票所入場券を送付しますので、持参してください。

※本人確認ができる場合は、選舉人名簿に登録されており、本人確認ができます。



### 選挙

## 令和8年1月25日(日)執行 市長選挙および市議会議員選挙に行きましょう

▶問い合わせ 選挙管理委員会事務局(総務課内) ☎ 73-3000

### 期日前投票

令和8年1月25日(日)の選挙期日に、次の中の理由で投票することができないと見込まれる人は、期日前投票を行うことができます。

- 仕事や冠婚葬祭などで、選挙期日に投票所に行けない人
- 旅行やレジャーなどで、選挙期日に自分の属する投票区にいない人
- 病気やけが、妊娠、老齢、身体の障がいなどのために歩行が困難な人
- 天災や悪天候で、投票所に到達が困難な人

※期日前投票を行う際は、投票所入場券の裏面「宣誓書」の記入が必要です。

※期日前投票を行った場合は、投票所入場券の裏面「宣誓書」の記入が必要です。

### 代理投票

病気やけがなどで、投票用紙に自身で記入が難しい場合は、従事職員が代理で投票用紙に記載する「代理投票制度」があります。希望する場合は、投票所で職員に申し出てください。

※家族や介助者が、本人の代わりに投票用紙に記載することはできません。

※投票者本人が投票所へ来ていらない場合、投票することはできません。

**選挙運動の公費負担(選挙公営制度)**

市選挙管理委員会では、公職選挙法に規定のある選挙運動用自動車の使用や、ポスターやビラの作成に要する費用を公費で負担します。

公費負担の限度額などの制度の詳細は、市ホームページをご確認ください。

立候補届出受け付けの当日に、書類が不備であらかじめ提出書類の内容を確認する期間を設けています。

立候補届出の事前審査

立候補届出受け付けの当日に、書類が不備であらかじめ提出書類の内容を確認する期間を設けています。

立候補届出受付の時間帯は、選挙管理委員会事務局へ電話で予約してください。

### 立候補予定の皆さんへ

### 立候補届出期間

令和8年1月18日(日)告示日  
午前8時30分～午後5時

**政治家の寄付禁止など**

公職選挙法では、政治家が選挙区内の人に対して寄付をすることは、どんな名目や理由であっても禁止されています。

また、後援団体が選挙区内の人に対して寄付をすることも、一定の場合を除いて禁止されています。



▲公費負担の詳細  
はこちらから

### 投票所来場カード

今回の選挙から、本市の観光地や自然の風景を取り入れた「投票所来場カード」(7種類)を各投票所で配布します。

希望する人は、投票所の職員へ申し出てください。

※「投票所来場カード」は数に限りがあります。

※投票したことを証明するものではありません。



▲投票所来場カード(例)